（歴史資料の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
目黒山形関係資料 一、目黒山形並敷絵図　一基、一鋪 一、裁許絵図　一鋪 一、文書・記録類　二百八点	平成十九年文部科学省告示第九十七号		目黒山形関係資料 一、目黒山形並敷絵図　一基、一鋪 一、裁許絵図　一鋪 一、文書・記録類　二百七点	宗教法人建徳寺	愛媛県北宇和郡松野町大字目黒五九四

○文化庁告示第五十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として大崎市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月十五日

文化庁長官　宮田　亮平

（彫刻の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造千手観音坐像　一軀 附　木造不動明王毘沙門天立像　二軀	平成二十九年文部科学省告示第百十七号	お薬師様文化財保存会	宮城県大崎市田尻小松字寺浦

○文化庁告示第五十六号

次の表に掲げる物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第三条の規定に基づき、同法第二条第一項の規定による認定を取り消す。

平成二十九年九月十五日

文化庁長官　宮田　亮平

（絵画の部）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
紙本著色春秋白鷺図　雲谷等益筆 六曲屏風　一双	昭和十九年文部省告示第千二十二号	有限会社丸の内ギャラリー	東京都千代田区平河町二―五―七

（工芸品の部）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
太刀　銘安綱　一口	昭和十四年文部省告示第四百九号	有限会社飯田高遠堂	東京都新宿区下落合三―一七―三三

○国土交通省告示第八百三十六号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十八条の規定に基づき、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一　（略） 第二　事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項	第一　（略） 第二　事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項
一～三　（略） 四　法第二十一条第一項の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たっての事項 ㈠　育児休業及び介護休業中の待遇、育児休業及び介護休業後の賃金、配置その他の労働条件その他必要な事項に関する規則を一括して定め、周知することが望ましいものであることに配慮すること。 ㈡　船員のプライバシーを保護する観点から、船員が自発的に当該船員若しくはその配偶者が妊娠若しくは出産した	一～三　（略） 四　法第二十一条第一項の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たっての事項 育児休業及び介護休業中の待遇、育児休業及び介護休業後の賃金、配置その他の労働条件その他必要な事項に関する規則を一括して定め、周知することが望ましいものであることに配慮すること。